

平成24年度法務省行政事業レビュー行動計画

平成24年3月30日
法 務 省

第1 目的

この計画は、予算の支出先や用途の実態把握、自己点検等を行い、予算要求段階から予算編成過程を国民に開示するために実施する行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）について必要な事項を定め、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図ることを目的とする。

第2 取組体制

レビューは、法務省予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）が主体となって実施する。

レビューの責任者及び担当者は次のとおりとする。

責任者 チームリーダー

担当者 チームの事務局長及びメンバー

第3 レビューの実施方法

1 レビューシートの作成及び公表

(1) 事業単位の整理

チームは、平成23年度に実施した事業について、4月中旬までに、点検の対象となる事業の単位を整理する。整理に当たっては、事業内容が国民に分かりやすい単位の整理に努めるものとする。

(2) レビューシートの作成及び中間公表

ア レビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）については、当該事業を所管する局部課等（以下「事業所管部局」という。）が、事業の単位ごとに行政刷新会議事務局の示す様式に従って「行政事業レビューシート」（以下「レビューシート」という。）を作成する。

イ レビューシートの作成に当たっては、国民に分かりやすい記載に努め、必要に応じて事業内容の理解に資する資料を適宜添付する。

ウ 事業所管部局は、予算の支出先、用途といった実態や成果を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その点検結果をレビューシートに記載する。特に、成果指標、活動指標及び単位当たりコストについては、可能な限り指標等を設定するよう努めるものとする。

エ レビューシートは、事業の目的、概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果などの事項を記入の上、それぞれ次に掲げる期限までに法務省ホームページ（以下「ホームページ」という。）

において公表するものとする。

① 公開プロセスの対象となるレビュー対象事業（以下「公開プロセス対象事業」という。） 公開プロセスの開始日の10日前

② 公開プロセスの対象とならないレビュー対象事業（以下「公開プロセス非対象事業」という。） 7月上旬

(3) レビュー対象事業以外の事業の取扱い

レビュー対象事業以外の次に掲げる事業についても、国民に対する情報開示及びレビューによる点検結果の概算要求への反映状況の検証等に活用するため、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標などの事項を記入の上、それぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。

① 平成24年度から開始された事業（以下「24年度開始事業」という。） 7月上旬

② 平成25年度概算要求において新規に要求する事業（以下「25年度新規要求事業」という。） 25年度予算概算要求の提出期限の2週間後

2 チームによる事業の点検

(1) 公開プロセスの実施

ア 公開プロセスは6月中旬を目途に実施する。

イ 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、チームのアドバイザー3名及び行政刷新会議が指名した外部有識者3名とする。

ウ 公開プロセス対象事業の選定その他の公開プロセスの実施方法については、行政刷新会議の定めるルールに従うものとする。

(2) 公開プロセス後の点検

ア 公開プロセス非対象事業については、チームのアドバイザーの知見を十分活用して点検を行うものとする。

イ 24年度開始事業及び25年度新規要求事業についても、国の事業の有効性、効率性及び透明性の確保の観点から、行政刷新会議の定めた事項について点検を行うものとする。

3 国民及び職員からの意見・提言の募集

チームは、2の(2)のエ及び(3)の①のレビューシートの公表に併せて、当該事業の見直しに関する国民及び職員からの意見・提言を募集する。

4 評価結果等の取りまとめ

チームは、次に掲げるとおり、その評価結果等をレビューシートの所見欄に記入する。

① レビュー対象事業については、「廃止」、「抜本的改善」、「一部改善」又は「現状どおり」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入する。

② 24年度開始事業及び25年度新規要求事業については、行政刷新会

議の定めた事項についての検討が十分行われているかについて、具体的な所見を記入する。

5 概算要求等への反映

事業所管部局は、チームの所見を平成25年度概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。また、組織や制度の不断の見直しにも活用する。

6 点検結果の公表

チームの所見等を記入した最終的なレビューシート及びチームの所見の概算要求への反映状況については、行政刷新会議が示す方法により、それぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。

① レビュー対象事業及び24年度開始事業 25年度予算概算要求の提出期限

② 25年度新規要求事項 25年度予算概算要求の提出期限の2週間後

7 その他

(1) 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員のレビューにおける取組や成果について、適切に評価に反映するものとする。

(2) 政策評価との連携

レビューの実施に当たっては、事業単位の整理や点検などにおいて、政策評価との関連性に留意しながら行うものとする。

(3) 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他省庁の取組を参考とし、必要な場合には、適時、所要の見直しを行うものとする。

行政事業レビュー行動計画スケジュール

